

日本語教育機関の私立各種学校設置認可等審査基準

(趣旨)

第1条 専ら外国人を対象とする日本語教育機関（以下「日本語教育機関」という。）に対する私立各種学校（以下「各種学校」という。）の設置認可等については、学校教育法（昭和22年法律第26号）、各種学校規程（昭和31年文部省令第31号）等の関係法令及び私立各種学校設置認可等審査基準（以下「審査基準」という。）の定めるところのほか、この審査基準によるものとする。

(認可の方針)

第2条 各種学校の認可を受けることのできる日本語教育機関は、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 各種学校規程及び審査基準に定める基準を満たしていること。
- (2) 日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和5年法律第41号）第2条に基づき認定を受けた日本語教育機関であり、審査基準第19条第1項に規定する設置計画書（以下「設置計画書」という。）を提出する時点において、日本語教育機関として満2年以上の運営実績があること。
ただし、設置者が学校法人（準学校法人を含む。）の場合は、日本語教育機関としての運営実績を要しない。
- (3) 認定日本語教育機関認定基準（令和5年文部科学省令第40号）に定める基準を満たしていること。
- (4) 「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律等の施行に伴う留学生、就学生及び外国人教師等の受入について」（平成2年6月29日付け文部省学術国際局長、文部省生涯学習局長、文部省初等中等教育局長通知）等に基づき、適正な運営がなされる見込みであること。
- (5) 生徒の生活指導等を行うための常勤の職員を置くとともに、留学生がアルバイトを希望する場合には、資格外活動の許可を受けさせる等、不法就労防止対策等について適切な措置を講じていること。
- (6) 学校規模にふさわしい必要な生徒数を確保でき、健全な経営が行われる見込みであること。

(開設時期)

第3条 各種学校としての日本語教育機関の開設時期は、審査基準第13条の規定にかかわらず、10月1日とすることができる。

(10月開設の場合の設置計画書の提出等)

第4条 10月開設予定の各種学校として日本語教育機関を設置しようとする者は、開設予定年度の前年度の5月末までに設置計画書を提出しなければならない。ただし、教育上支障のないことが確実と認められる場合に限り、提出期限を学校の開設予定年度の前年度の12月末までとすることができる。

(10月開設の場合の設置認可申請書の提出)

第5条 10月開設予定の各種学校として日本語教育機関を設置しようとする者は、前条による承認を受けた後、開設予定年度の5月末日までに審査基準第20条第1項に規定する設置認可申請書を県に提出しなければならない。

(10月から収容定員に係る学則を変更する場合の計画書の提出等)

第6条 10月から収容定員に係る学則を変更する場合については、前2条の規定を準用する。この場合において、「開設」及び「設置」は「学則変更」と、「日本語教育機関を設置」は「収容定員に係る学則を変更」と読み替える。

2 前項の場合のうち施設及び設備が既に整備されているなど、教育上支障のないことが確実と認められる場合に限り、第4条の規定にかかわらず、計画書の提出を要しない。

3 前項の場合にあっては、前条の規定にかかわらず、学則変更予定年度の前年度の12月末までに認可申請書を知事に提出しなければならない。

附 則

この審査基準は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年7月11日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成30年8月7日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年5月2日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年5月1日から施行する。